

全学公認団体について

【ご意見・ご要望】（投稿日：2016年4月19日）

全学公認団体として団体が認可されるには、どのような手順を追って、どのような書類を提出したらよろしいでしょうか。

詳細に回答いただけると幸いです。

【回答】（回答日：2016年6月16日）

（教育推進・学生支援部厚生課より）

新規に全学公認団体を設立するためには、『京都大学学生団体公認の取扱要領』に基づき、要件を満たす必要があります。

また、設立の届出は初回申請年度以降、3年間の継続した活動及び申請書の提出が必要であり、4年目で全学公認団体としての申請をすることができます。

公認団体となるための申請条件、提出書類は以下のとおりです。

（条件）

- ①本学学生の課外活動として有意義であり、全学公認とするにふさわしい活動内容であること。
- ②活動の継続性が認められること。
- ③既に公認している団体と活動内容が類似していないこと。
- ④独立した団体であり、京都大学の学生が主体的に活動を行っていること。
（外部団体（NPO団体等）の下部組織等は除く。）
- ⑤構成員の人数は京都大学の学生が10名以上、かつ、構成員の半数以上であること。
また、複数学部に所属していること。
- ⑥部局等の公認団体でないこと。
- ⑦本学の常勤教職員2名以上が顧問となり、うち1名は教授であること。
- ⑧公認団体となっても部室は貸与されないことを了解すること。
- ⑨大学の指導に従うことを誓約し、毎年、「誓約書」を提出すること。

（提出書類）

新規申請更新届

活動状況等

役員名簿

構成員名簿

誓約書

設立趣意書（様式自由）

また、提出先は教育推進・学生支援部厚生課課外活動掛です。

なお、毎年4月中旬頃、団体結成に関する掲示をしておりますので、ご確認のうえ、課外活動掛窓口にご相談ください。申請届の提出締切は毎年5月中旬です。